解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月二十一日

広島県福山市今津町一一五一番地
財団法人荒神会
代表清算人　三藤　秀隆

第七十七期決算公告

平成二十三年十二月三十一日現在（単位・円）

貸借対照表
資産の部

流動資産	四二〇、七八九、五五六
固定資産	一、〇七八、九一五、三四三
繰延資産	四、三九六、六三一
資産の部合計	一、五〇四、一〇一、五三〇
負債及び純資産の部	
流動負債	四五二、四五三、三四三
固定負債	四九七、八三三、五八二
負債の部合計	九五〇、二八六、九二五
株主資本	五五三、八一四、六〇五
資本金	四八、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	二五七、八一一
利益剰余金	五九二、八五八、六八四
利益準備金	一二、〇〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	五八〇、八五八、六八四
自己株式	△八七、三〇一、八九〇
（うち当期純損失）	（一四九、一四四、七五四）
純資産の部合計	五五三、八一四、六〇五
負債及び純資産の部合計	一、五〇四、一〇一、五三〇

平成二十四年三月二十一日

佐賀県西松浦郡有田町外尾山丙一五七七番地
西松浦通運株式会社
代表取締役　松本　直大

配当公告

千葉県船橋市湊町二丁目一二番四号
破産者　株式会社オクトウィン

右の者に対する千葉地方裁判所平成二十年（フ）第七〇六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、一九、九四五、八三九円

一、配当することのできる金額
金一七一、五九四、〇七四円

平成二十四年三月二十一日

千葉市中央区中央三丁目一五番六号やまちょうビル五階渡辺・石川法律事務所
破産管財人　石川　知明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市緑区長竹九四九番地一〇、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　市村　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十一日

事務所東京都世田谷区北沢二丁目二三番一三号伊達ビル二〇一号世田谷綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井上　侑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県大町市大町八二〇五番地、最後の住所東京都江戸川区西葛西五丁目八番三―三〇六号
被相続人　亡　小日向康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十一日

長野県北安曇郡白馬村大字北城三九七番地
相続財産管理人　司法書士　帯金　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市南区高塚町四六九六番地一、最後の住所静岡県浜松市東区丸塚町二七二番地の一コーポアルタI―一〇三号
被相続人　亡　倉山　英晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十一日

事務所静岡県浜松市中区蜆塚二丁目一七番二〇号　榛葉隆雄司法書士事務所
相続財産管理人　榛葉　隆雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区松ヶ崎芝本町三番地、最後の住所京都市左京区松ヶ崎壱町田町六番地二グラン・シティオ北山通り一〇五
被相続人　亡　宮田　晴之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十一日

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地京都フクトクビル三階　いつわ法律事務所　相続財産管理人　李　載浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所京都市南区東九条南松ノ木町一番地一　松ノ木町団地三棟一一六号
被相続人　亡　喜多　邦江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十一日

事務所京都市下京区西新屋敷中堂寺町六八番地
相続財産管理人　司法書士　朝子はんな

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市大枝西町一八番地、最後の住所大阪府守口市八雲北町二丁目二六番一号
被相続人　亡　月居冨久恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十一日

大阪市中央区平野町二丁目二番一三号マルイト堺筋ビル三階
相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市渚西一丁目三六番、最後の住所大阪府豊中市大島町二丁目五番一八号
被相続人　亡　岩谷　靖雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十一日

大阪市中央区平野町二丁目二番一三号マルイト堺筋ビル三階
相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市大宮一丁目五五番地、最後の住所神戸市北区藤原台北町六丁目九番一〇号
被相続人　亡　岡田　康子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十一日

神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号第二法友会館三階　かけはし法律事務所
相続財産管理人　柿沼　太一

第12期決算公告

平成24年3月21日
宮城県角田市江尻字巻向136―2
株式会社加工連
代表取締役社長　菊地　利衛

貸借対照表の要旨

（平成23年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	471,163
	固定資産	5,498
	合計	476,661
負債及び純資産の部	流動負債	338,457
	固定負債	72,255
	負債の部合計	65,949
	株主資本	88,300
	利益剰余金	△ 22,351
	その他利益剰余金	△ 22,351
	（うち当期純利益）	(666)
	合計	476,661